

農林水産省登録
第20889号殺菌剤
ベンレート水和剤
ベノミル水和剤

令和6年10月2日付けで以下の適用拡大が登録されました。

【変更内容】

- ・作物名「トマト」の使用方法「灌注」を「土壌灌注」に変更し、それに伴い、ベノミルを含む農薬の総使用回数を「6回以内（種子への処理は1回以内、土壌灌注は2回以内、散布及び常温煙霧は合計5回以内）」に変更する。
- ・作物名「ミニトマト」の使用方法「灌注」を「土壌灌注」に変更し、それに伴い、ベノミルを含む農薬の総使用回数を「6回以内（種子への処理は1回以内、土壌灌注は2回以内、散布は3回以内）」に変更する。
- ・作物名「きゅうり」の使用方法「灌注」を「土壌灌注」に変更する。
- ・作物名「かんきつ（みかんを除く）」および「みかん」の適用病害虫名「貯蔵病害（青かび病）」、「貯蔵病害（黒斑病）」、「貯蔵病害（炭疽病）」および「貯蔵病害（緑かび病）」に使用方法「無人航空機による散布」を追加する。

【変更部分】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数 または 使用量	使用液量	使用時期	本剤 の 使用 回数	使用方法	ベノミル を含む 農薬の 総使用回数
トマト	萎凋病	1000 倍	150～300 mL/株	定植前～ 定植 1 か月後	2 回 以内	土壌灌注	6 回以内 (種子への 処理は 1 回以内、 土壌灌注は 2 回以内、 散布及び 常温煙霧は 合計 5 回以内)
	菌核病	2000 倍	100～300 L/10a	収穫前日ま で	5 回 以内	散布	
	灰色かび病 葉かび病	2000～ 3000 倍					
ミニトマト	萎凋病	1000 倍	150～300 mL/株	定植前～ 定植 1 か月後	2 回 以内	土壌灌注	6 回以内 (種子への 処理は 1 回以内、 土壌灌注は 2 回以内、 散布は 3 回以内)
	菌核病	2000 倍	100～300 L/10a	収穫前日ま で	3 回 以内	散布	
	灰色かび病 葉かび病	2000～ 3000 倍					

次頁へ続く

前頁より続く

【変更部分】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数 または 使用量	使用液量	使用時期	本剤 の 使用 回数	使用方法	ペ/ミル を含む 農薬の 総使用回数		
きゅうり	つる割病	1000 倍	150～300 mL/株	定植前～ 定植 1 か月後	3 回 以内	土壌灌注	4 回以内 (種子への 処理は 1 回以内、 は種後は 3 回以内)		
	菌核病 黒星病 炭疽病 つる枯病 灰色かび病	2000～ 3000 倍	100～300 L/10a	収穫前日ま で		散布		2 回以内	
かんきつ (みかんを除く)	貯蔵病害(白かび病)	4000 倍	200～700 L/10a		2 回 以内		無人航空機に よる散布		2 回以内
	貯蔵病害(青かび病)	4000～ 6000 倍							
	貯蔵病害(黒斑病)								
	貯蔵病害(軸腐病)								
	貯蔵病害(炭疽病)								
	貯蔵病害(緑かび病)								
みかん	貯蔵病害(青かび病)	30 倍	5L/10a		4 回 以内	散布	4 回以内		
	貯蔵病害(黒斑病)	4000～ 6000 倍							
	貯蔵病害(軸腐病)								
	貯蔵病害(炭疽病)								
	貯蔵病害(緑かび病)	60 倍	10L/10a	無人航空機に よる散布					
	貯蔵病害(青かび病)								
	貯蔵病害(黒斑病)								
	貯蔵病害(炭疽病)								
貯蔵病害(緑かび病)									

次頁へ続く

前頁より続く

【変更部分】

作物名	適用場所	適用 病虫害名	使用量	使用液量	使用時期	本剤 の 使用 回数	使用 方法	ペノミル を含む 農薬の 総使用回数
トマト	温室、ガラス室、 ビニールハウス等の 密閉できる場所	灰色 かび病	150 g/10a	5L/10a	収穫前日 まで	5 回 以内	常温 煙霧	6 回以内 (種子への処理は 1 回以内、 土壌灌注は 2 回以内、 散布及び 常温煙霧は 合計 5 回以内)

使用上の注意事項の変更

【追加事項】

- ・本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意を守ること。
 - ①散布は各散布機種種の散布基準に従って実施すること。
 - ②散布にあつては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - ③散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ④散布薬液の飛散によって自動車やカラートタンの塗装等に影響を与えないよう、散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
 - ⑤散布終了後は次の事項を守ること。
 - 1) 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - 2) 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
- ・無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。

使用上の注意事項などについては、製品に貼付されているラベルを参照のこと。

住友化学株式会社